

老人福祉法に基づく届出

国及び都道府県以外の者が「老人居宅生活支援事業」に該当するサービスを行う場合、知事に対して老人福祉法上の届出をする必要があります。

老人福祉法上のサービス名	介護保険法上のサービス名	
	県が指定・監督を行うサービス	市町が指定・監督を行うサービス（地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業）
老人居宅介護等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・介護予防訪問介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・第1号訪問事業（現行の介護予防訪問介護相当の事業に限る。）
老人デイサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・介護予防通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・地域密着型通所介護 ・第1号通所事業（現行の介護予防通所介護相当の事業に限る。）
老人短期入所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護 	/
小規模多機能型居宅介護事業	/	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護
認知症対応型老人共同生活援助事業	/	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
複合型サービス福祉事業	/	<ul style="list-style-type: none"> ・複合型サービス

* 居宅介護支援は「老人居宅生活支援事業」には含まれません。

中核市である高松市内で事業を行う場合は、高松市に届け出てください。

届出様式

		<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅介護等事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・複合型サービス福祉事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人介護支援センター
事業を開始するとき	第1号様式	○	○	×
	第4号様式	×	○	○
届け出内容を変更するとき	第2号様式	○	○	×
	第8号様式	×	○	○
事業を廃止又は休止するとき	第3号様式	○	○	×
	第12号様式	×	○	○

添付書類

	項目	添付書類
事業開始届 (第1号様式)	条例、定款その他の基本約款	申請者の定款、寄附行為等
	職員の定数及び職務の内容	勤務形態一覧表
	主な職員の氏名及び経歴	管理者の経歴書 サービス提供責任者の経歴書
	収支予算書、事業計画書	当該申請の事業に係る資産の状況が分かる書類
設置届 (第4号様式)	建物の規模及び構造並びに設備の概要	事業所の平面図、居室面積一覧表等
	職員の定数及び職務の内容	勤務形態一覧表
	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	管理者の経歴書
	土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類	事業所の使用権限の証明書類
	定款その他の基本約款	申請者の定款、寄附行為等

*変更届…変更内容に応じた書類を添付してください。